

日本看護技術学会編集委員会規程

第1条 (名称)

本会は、日本看護技術学会雑誌編集委員会（編集委員会と略す）とする。

第2条 (目的)

本会は、定款第3条2項による学会誌の発行に関わる企画運営の為に、定款第49条に基づいて置く。

第3条 (委員の構成・任期)

理事会は、日本看護技術学会理事の中より若干名の委員を選出する。

任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。

2 委員長は理事のうちから理事長が委嘱する。委員長は本会を統括する。

3 委員長は評議員・会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。

第4条 (活動)

本会は、学会誌掲載のための論文審査及び学会誌の編集等を行う。

- 1) 学会誌の編集方針
- 2) 査読者の選出と依頼
- 3) 投稿論文の査読依頼と審査・決定
- 4) 執筆依頼と編集
- 5) 編集委員会規程及び申し合わせ事項の改定案の作成
- 6) その他

第5条 (査読)

編集委員会は専任査読者を選定し、理事会の承認を経て理事長が専任査読者を委嘱する。

2 専任査読者は評議員がこれを兼ねるほか、会員の中から適宜選定する。

3 専任査読者は、日本看護技術学会誌に公告する。

4 投稿論文の専門性から、編集委員会は会員以外の臨時査読者を選定することができる。臨時査読者は編集委員長の承認を経て理事長が委嘱する。

5 専任査読者の任期は、理事会承認日から役員任期終了までとし、再任を妨げない。

6 臨時査読者の任期は、編集委員長承認日から相当論文の編集終了日までとする。

7 投稿論文の査読は、査読者2名以上と編集委員会で行う。

8 日本看護技術学会誌の年度最終号に、当年度に掲載された論文の査読者名を公表する。

附 則

1 この規程は、平成21年9月27日より実施する。

2 この規程は、平成24年1月28日一部改正し、実施する。

3 この規程は、平成24年9月15日一部改正し、実施する。

- 4 この規程は、平成25年9月14日一部改正し、実施する。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの本会の所在地は、委員長の所属する下記住所に置く。
委員長 職場住所 岡山県岡山市北区鹿田町2-5-1
大学名 岡山大学
氏名 深井 喜代子
- 6 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの本会の所在地は、委員長の所属する下記住所に置く。
委員長 職場住所 愛媛県東温市志津川
大学名 愛媛大学
氏名 佐伯 由香
- 7 この規程は、平成30年11月5日一部改正し、実施する。
- 8 2020年4月1日より本会の所在地は学会事務局に置く。